

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第21回）議事概要

日 時 令和 6 年 5 月 10 日（金） 13:05～13:15

場 所 農林水産省第 1 特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房参事官（経理）、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長、輸出・国際局総務課長、農産局総務課長、畜産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課長

概 要

- 1 冒頭、委員長である大臣官房長から、各委員に対し、東北農政局の職員が建設業者に非公表情報を教示した事案が発生したことを踏まえ、不適正な事案が一切起こらないようにするため、引き続き綱紀保持に注力することを認識し、それぞれの役割を果たしてもらいたい旨の発言があった。
- 2 令和 5 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、大臣官房参事官（経理）から報告（資料 1）。
- 3 令和 6 年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、大臣官房参事官（経理）から説明し決定（資料 2）。
- 4 最後に、大臣官房長から、事務局である大臣官房参事官（経理）に対し、省内の発注担当職員等には、必要な知識を習得させるための研修等の強化に一層努め、また、各委員に対し、それぞれの部署で、当省の発注者綱紀保持対策がしっかり機能し、担当職員に法令遵守の重要性が周知徹底されるよう、責任を持って取り組んでもらいたい旨の発言があった。

令和 5 年度発注者綱紀保持対策の実施状況の報告

1 農林水産本省における発注者綱紀保持研修について

(1) 企画立案担当者研修 (WEB) (参加者数 : 49 名)

地方支分部局等で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者に対して、令和 5 年 6 月に、下記項目について研修を実施。

〈研修項目〉

- ① 発注者綱紀保持対策に関する講義 (講師 : 大臣官房予算課)
- ② 独占禁止法及び官製談合防止法に関する講義
(講師 : 大臣官房予算課)
- ③ DVD 聴講 (各所で視聴)

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修 (WEB) (参加者数 : 196 名)

農林水産本省の管理監督者及び発注担当職員を対象として、令和 5 年 7 月、8 月、11 月に、下記項目について研修を実施。

〈研修項目〉

- ① 7 月実施 (75 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策について (講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ コンプライアンスについて
(講師 : 茂木正光行政書士司法書士事務所)
 - ・ DVD 聴講
- ② 8 月実施 (67 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策について (講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ 独占禁止法及び官製談合防止法について
(講師 : 公正取引委員会)
 - ・ DVD 聴講
- ③ 11 月実施 (54 名)
 - ・ 発注者綱紀保持対策について (講師 : 大臣官房予算課)
 - ・ 独占禁止法及び官製談合防止法について
(講師 : 公正取引委員会)
 - ・ DVD 聴講

(3) e ラーニング（修了者数：4,994 名）

農林水産省の全職員を対象として、令和5年11月13日から令和5年12月22日にかけて、①発注者綱紀保持対策、②独占禁止法及び官製談合防止法について、e ラーニングを実施。

(4) 退職前研修（参加者数：124 名）

農林水産本省の退職予定職員に対して、秘書課と連携し、令和6年3月、①独占禁止法及び官製談合防止法上の禁止行為等を行わないこと、②現役の職員がこれらの法令に違反し刑事罰や懲戒処分の対象とならないよう、正当な入札・契約の手続等を除き接触を行わないことについて、研修を実施。

(5) 会計実務研修における講義（参加者数：54 名）

毎年度実施される会計実務研修の講義項目に発注者綱紀保持研修を取り入れ、発注者綱紀保持対策を周知徹底。

- ・ 会計実務研修（第1班）
（令和5年5月23日：30名）
- ・ 会計実務研修（第2班）
（令和5年11月20日：24名）

2 地方支分部局等における発注者綱紀保持研修について

本省において実施した研修と同様に、地方支分部局等において実施。
合計 32 機関において、延べ 46,024 名が参加。

(単位：名)

機関名	座学研修	退職前研修	小計	e ラーニング	総計
(32 機関計)	28,274	664	28,938	17,086	46,024
東北農政局	1,283	84	1,367	1,613	2,980
関東農政局	949	61	1,010	1,847	2,857
北陸農政局	521	53	574	987	1,561
東海農政局	595	47	642	880	1,522
近畿農政局	312	69	381	1,150	1,531
中国四国農政局	1,657	67	1,724	1,362	3,086
九州農政局	813	93	906	1,688	2,594
北海道農政事務所	134	19	153	474	627
北海道森林管理局	3,150	17	3,167	995	4,162
東北森林管理局	3,854	18	3,872	895	4,767
関東森林管理局	2,784	—	2,784	873	3,657
中部森林管理局	5,603	29	5,632	580	6,212
近畿中国森林管理局	2,216	—	2,216	572	2,788
四国森林管理局	1,765	15	1,780	365	2,145
九州森林管理局	2,304	30	2,334	749	3,083
北海道漁業調整事務所	1	1	2	26	28
仙台漁業調整事務所	5	—	5	18	23
新潟漁業調整事務所	2	4	6	18	24
境港漁業調整事務所	7	—	7	20	27
瀬戸内海漁業調整事務所	1	—	1	17	18
九州漁業調整事務所	1	6	7	57	64
横浜植物防疫所	34	18	52	524	576
名古屋植物防疫所	18	5	23	130	153
神戸植物防疫所	68	6	74	225	299
門司植物防疫所	—	5	5	132	137
那覇植物防疫事務所	11	—	11	49	60
動物検疫所	—	10	10	544	554
動物医薬品検査所	1	—	1	89	90
農林水産政策研究所	—	4	4	80	84
農林水産研修所	20	2	22	41	63
森林技術総合研修所	114	—	114	35	149
農林水産技術会議事務局 筑波産学連携支援センター	51	1	52	51	103

令和 6 年度発注者綱紀保持対策の実施方針について**1 農林水産本省における発注者綱紀保持研修について**

本年度は、研修として、①「地方支分部局等で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」、②「管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」、③「全職員を対象とする研修」、④「退職予定職員を対象とする退職前の研修」をそれぞれ実施する。

① 地方支分部局等で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修**ア 目的**

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広い習得を目的とする。

イ 開催時期

令和 6 年 5 月以降

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及び DVD 聴講

② 管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修**ア 目的**

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を習得させることを目的とする。

イ 開催時期

令和 6 年 7 月、8 月、9 月（3 回実施予定）

1 回 3 時間程度

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する講義及び DVD 聴講

③ 全職員を対象とする研修(e ラーニング)**ア 目的**

発注事務に係る綱紀の保持を図るため、発注者綱紀保持対

策、官製談合防止法等の基礎知識を習得及び再認識させることを目的とする。

イ 開催時期

令和 6 年 11 月頃

実施期間 1 ヶ月

ウ 研修項目

発注者綱紀保持対策、官製談合防止法等に関する e ラーニング

④ 退職予定職員を対象とする退職前の研修

ア 目的

国家公務員法に基づく現役職員に対する働きかけ規制、独占禁止法等の遵守を周知徹底することを目的とする。

イ 開催時期

原則として毎年 3 月に実施

ただし、退職予定職員のうち、退職時期が研修時期と異なることその他やむを得ない理由で退職前研修に参加できない者に対しては、退職前に研修の内容を個別に説明

ウ 研修項目

①独占禁止法及び官製談合防止法上の禁止行為等を行わないこと、②現役の職員がこれらの法令に違反し刑事罰や懲戒処分の対象とならないよう、正当な入札・契約の手續等を除き接触を行わないことに関する講義等

2 地方支分部局等における発注者綱紀保持研修について

地方支分部局等において、本省において実施する研修と同様に実施する。